

令和6年7月1日

組合員・利用者 各位

ふかや農業協同組合
代表理事組合長 原 浩

不祥事発生のお詫び及び再発防止について

日頃より、当組合をご利用いただいております組合員ならびに皆様には、格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月に発覚した不祥事は、当組合を信頼いただき、お取引きいただいております皆様、関係各位に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

(当組合のHP・広報誌「みどりの風」3月号にて既報)

今回の不祥事に関しましては、役員責任を明確にするため、本年5月に理事会の諮問により役員責任調査委員会を設置し、第三者である弁護士を加え協議を実施いただきました。

その結果、答申においては、常勤理事4名の民事上・刑事上の法的な責任は無いものと判断されております。

ただし、当組合として不祥事が今後二度と起こらないよう、常勤役員は再発防止策の実践に向けて主導的に取組むとともに、実践状況を定期的に確認したうえで、理事会に報告することを求める、との意見を受けました。

以上を踏まえ、現在、当組合では不祥事を二度と起こさせないように、以下項目を柱とする再発防止策を策定のうえ取組んでおります。

【JAふかや 不祥事再発防止策】

- 法令等遵守に係る経営責任の明確化と組織全体としてのコンプライアンス遵守の取組強化
- 内部監査機能の充実・強化
- 事務リスク管理態勢（渉外担当職員の事務管理体制強化と要員体制見直しなど）の整備・強化
- 渉外担当職員単独による現金届けの禁止など不祥事件を踏まえた再発防止処置

当組合として、内部管理体制のより一層の強化により不祥事再発防止策が形骸化しないよう、信頼回復のため役職員一同、誠心誠意取組んでまいります。

なお、本件につきましては、地元警察に被害届を提出し、現在も捜査を進めていただいているところです。

私ども常勤役員5名（常勤監事を含む）は、役員報酬の自主返納を行いましたので、報告させていただきます。

また、本件に関する関係職員の処分については、組合長である私の諮問により賞罰委員会を開催し、その結果報告に基づき、管理監督責任者として厳正な処分を行ったことを報告させていただきます。